

平成28年12月27日  
(照会先)  
リスク統括部長 岡村 計三  
(電話直通 03-6892-7744)  
  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成28年11月分)について

平成28年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成28年11月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

#### 1 平成28年11月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが56件、平成27年度が53件、平成26年度が18件、平成25年度以前が316件、合計443件(市区町村において発生した3件、委託業者等が発生させた24件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な408件及びシステム事故3件について、日本年金機構HPに掲載しています。

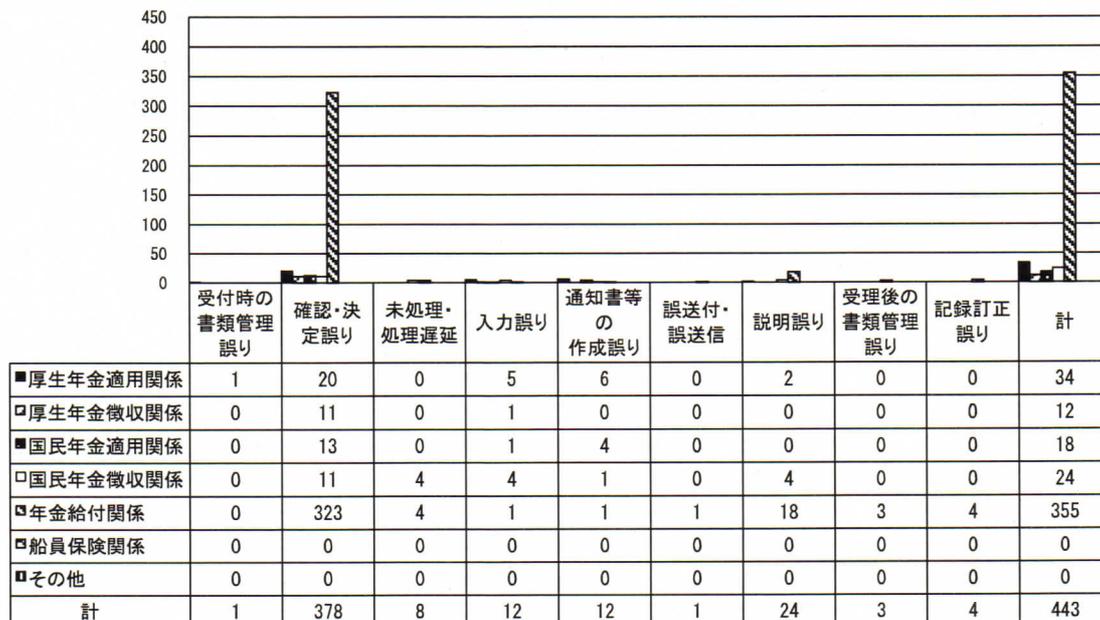
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	272	10	4	14	4	5	7	16(2)	41(12)	43(13)	416(27)
割合	61.4%	2.3%	0.9%	3.2%	0.9%	1.1%	1.6%	4.1%	12.0%	12.6%	100.0%

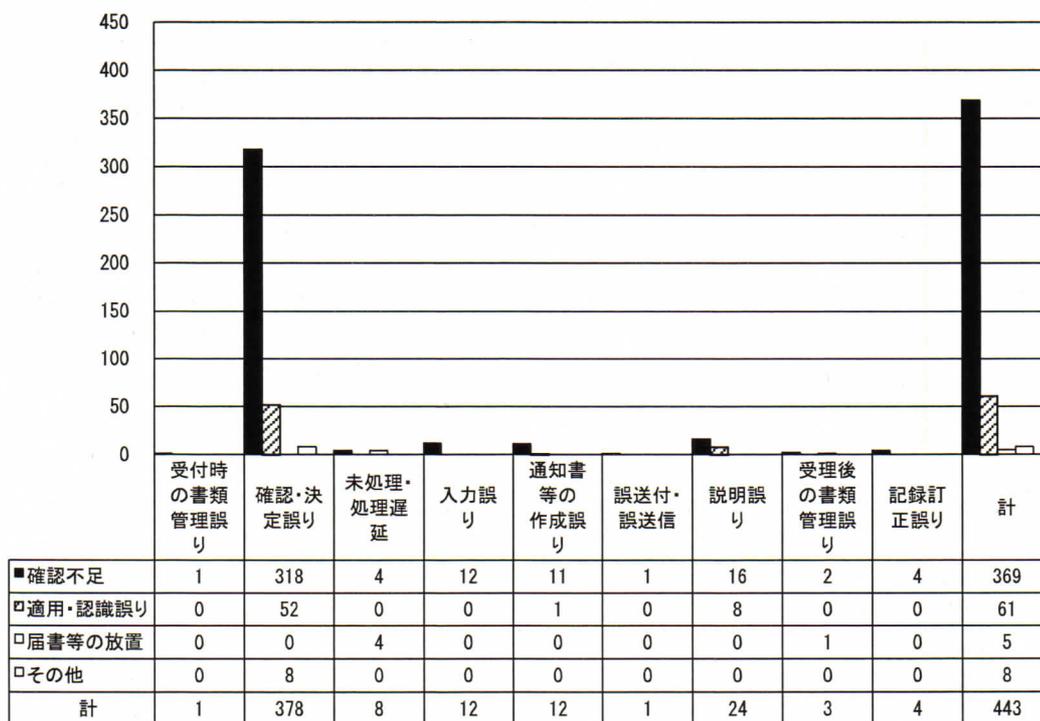
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

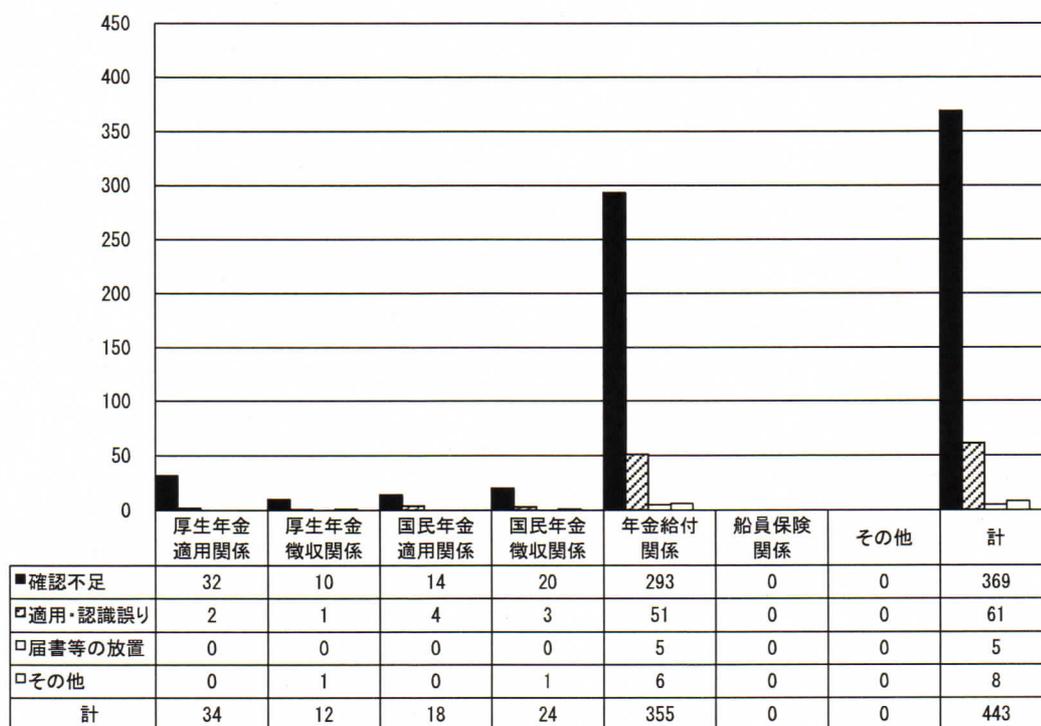
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



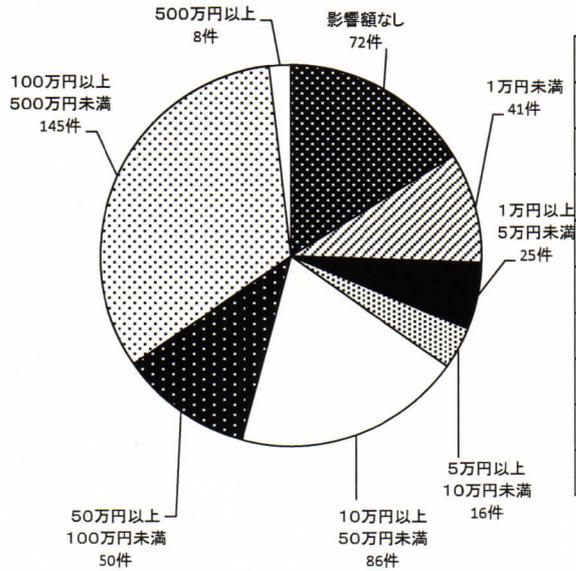
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

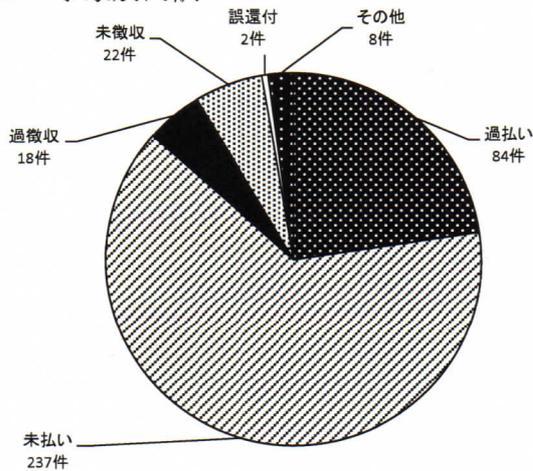


## 5 影響額別内訳



	厚生年金 通用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 通用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	17	1	9	14	31	0	0	72
1万円未満	1	6	0	4	30	0	0	41
1万円以上 5万円未満	5	0	3	2	15	0	0	25
5万円以上 10万円未満	2	0	0	0	14	0	0	16
10万円以上 50万円未満	6	3	4	4	69	0	0	86
50万円以上 100万円未満	3	1	0	0	46	0	0	50
100万円以上 500万円未満	0	1	2	0	142	0	0	145
500万円以上	0	0	0	0	8	0	0	8
計	34	12	18	24	355	0	0	443

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	84件	61,888,978	736,773
未払い	237件	433,853,498	1,830,605
過徴収	18件	4,673,742	259,652
未徴収	22件	3,424,880	155,676
誤還付	2件	168,180	84,090
その他	8件	19,867,711	2,483,463
計	371件	523,876,989	1,412,067

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過払いと未払い	3件	11,715,106
過払いと誤還付	1件	1,016,851
未払いと過徴収	3件	7,127,468
過徴収と未徴収	1件	8,286

## 7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	368件	83.1%
外部	75件	16.9%
計	443件	100.0%

## 8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
1994年12月15日	法律改正に伴う従前額保障にかかる年金額計算誤り	6,092名	過払い	162,797,423
2015年9月24日	高年齢雇用継続基本給付金受給による特別支給の老齢厚生年金の支給停止または支給停止解除が行われなかったことによる年金額計算誤り	2,551名	その他	129,817,974
2016年10月10日	「ねんきんネット」画面の学生納付特例月数欄の表示誤り	471名	-	0

○日本年金機構の平成28年11月分の事務処理誤り一覧(1～37ページ)

- |             |       |     |             |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 1～30   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 5P  | 整理番号 31～40  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 6P  | 整理番号 41～57  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 8P  | 整理番号 58～80  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 11P | 整理番号 81～408 |

○日本年金機構の平成28年11月分のシステム事故一覧(38ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	長野	事務センター	2016年 4月21日	2016年 5月12日	○事業所から問合せがあり、資格取得届及び被扶養者(異動)届の審査時に、委託業者が確認不足により事業所整理記号を誤って補正し、職員の確認も漏れたため、同一事業主が運営する別の事業所分として処理を行ったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した決定通知書を回収し、正しい決定通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
2			東京	東京広域 事務センター	2016年 7月11日	2016年 7月14日	○担当部署において処理済みの届書を点検していたところ、資格取得届の審査時に確認不足により事業所整理記号を誤って補正し処理を行ったため、保険料が過徴収となったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	過徴収	29,323
3					2016年 7月14日	2016年 7月20日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認不足により事業所整理記号を誤って補正し処理を行ったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	-	0
4			北海道	事務センター	2016年 5月6日	2016年 6月1日	○年金事務所から連絡があり、国民健康保険組合から全国健康保険協会に管掌変更するための健康保険被保険者資格取得届の処理時に、確認不足により通常の資格取得届として処理を行ったため厚生年金に重複加入となり、厚生年金保険料が過徴収となったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	過徴収	187,491
5			京都	事務センター	2016年 4月6日	2016年 8月2日	○内部点検により、国民健康保険組合から全国健康保険協会に管掌変更するための健康保険被保険者資格取得届の処理時に、確認不足により標準報酬月額を誤って決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、事務処理手順を再確認し、徹底を周知しました。	1事業所 1名	過徴収	236,664
6			京都	事務センター	2016年 6月7日	2016年 7月25日	○内部点検により、国民健康保険組合から全国健康保険協会に管掌変更するための健康保険被保険者資格取得届の処理時に、確認不足により標準報酬月額を誤って決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、事務処理手順を再確認し、徹底を周知しました。	1事業所 2名	未徴収	39,222
7	資格喪失届の誤り	説明誤り	神奈川	藤沢	2016年 7月1日	2016年 8月1日	○事業所から問合せがあり、年金事務所窓口で受付した資格喪失届について、必要な添付書類の案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。添付書類について説明し、再提出していただきました。 ●担当部署において、届書の窓口での確認と添付書類の説明をもらさないよう徹底することを周知しました。	1事業所	-	0
8	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	三重	事務センター	2015年 9月15日	2016年 8月4日	○年金事務所から連絡があり、算定基礎届審査時の確認不足により標準報酬月額を誤って決定したため保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	167,533

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
9	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2015年 6月26日	2016年 7月7日	○内部点検により、算定基礎届審査時の確認不足により標準報酬月額を誤って決定したため保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	未徴収	425,315	
10			三重	事務センター	2016年 8月2日	2016年 8月5日	○年金事務所から連絡があり、確認不足により算定基礎届の受付状況について受付簿への記載を漏らしたため、算定基礎届は提出済みにもかかわらず提出勧奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、受付簿記載後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	27事業所	-	0	
11		入力誤り	神奈川	事務センター	2015年 8月11日	2016年 8月17日	○健康保険組合から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	88,985	
12						2015年 8月13日	2016年 7月6日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が算定基礎届について報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	578,746
13						2015年 8月25日	2016年 8月3日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が算定基礎届について報酬月額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	346,956
14	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2015年 11月26日	2016年 8月5日	○担当部署において算定基礎届を審査していたところ、前年度9月改定の月額変更届を処理する際に取消した定時決定記録について、月額変更届が不該当になったため再登録が必要となる、確認不足により登録を漏らし、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。定時決定記録の再登録を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	97,577	
15						2015年 10月2日	2016年 8月17日	○担当部署において月額変更届を審査していたところ、前年度2月改定の月額変更届を処理する際に取消した定時決定記録について、確認不足により再登録処理を漏らしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。定時決定記録の再登録を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	39,591
16	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	事務センター	2016年 4月7日	2016年 4月25日	○年金事務所から連絡があり、資格喪失済みの被保険者にかかる賞与支払届の訂正処理時に、確認不足により取消した資格喪失記録の再登録処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。喪失記録の再登録を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2016年 8月2日	2016年 8月17日	○事業所から連絡があり、資格喪失済みの被保険者について、確認不足により不要な賞与記録を登録したことで資格喪失記録が登録できなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。賞与記録を取消し、喪失記録の再登録を行いました。 ●担当部署において、事務処理手順を再確認し、徹底を周知しました。また、二次審査や裁決時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
18		入力誤り	愛知	事務センター	2016年 5月6日	2016年 5月18日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届について標準賞与額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	-	0
19		通知書等の作成誤り	広島	広島広域 事務センター	2016年 10月26日	2016年 11月11日	○お客様から問い合わせがあり、届出勤要用の賞与支払届に同封した「お問い合わせ先」の案内文書について、誤って裏面に「70歳到達に伴う厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出について」と印刷し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお電話をいただいた事業所にお詫びの上説明しました。担当部署より事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、案内文書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	24,110 事業所	-	0
20	育児休業関係届書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2015年 11月2日	2016年 7月22日	○担当部署において算定基礎届を審査していたところ、資格喪失済みの被保険者にかかる育児休業等取得者申出書の処理時に、確認不足により取消した資格喪失記録の再登録処理を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。喪失記録の再登録を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	560,160
21	育児休業関係届書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2016年 5月10日	2016年 10月18日	○事業所から問合せがあり、育児休業等取得者申出書(延長)について確認不足により終了予定年月日を誤って転記し処理したため、正しく保険料が計算されず過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	271,482
22	70歳以上被用者算定基礎届の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2015年 9月7日	2016年 7月1日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届について標準報酬月額相当額を誤って入力したため、正しく年金が調整されず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納していただきました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	16,346
23	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2016年 3月17日	2016年 8月5日	○担当部署において二以上事業所勤務者の記録を確認したところ、月額変更届の提出により保険料の按分率が変わったにもかかわらず確認不足により変更処理を漏らしたため、未徴収と過徴収の保険料が発生していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は徴収し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	その他	8,286

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
24	年金記録訂正請求関係届書の誤り	説明誤り	東京	大田	2015年 7月27日	2016年 2月15日	○年金記録訂正請求書に基づき年金記録訂正を行ったことにより、受給中の在職老齢年金に返納金が発生することを窓口相談の際に適切にご説明できていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納金についてご説明しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う影響範囲を再度周知し、適切にご説明を行うことを徹底しました。	1名	-	0
25	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 4月4日	2016年 5月31日	○事業所から「提出した保険証について返納催告状が届いた」という問合せがあり確認したところ、委託業者が、保険証を添付して届書を納品すべきところ、確認不足により届書と保険証を別々に納品したため、保険証の返却がないものとして届書の処理を行ったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、書類納品時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 12名	-	0
26	厚生年金適用関係送付文書の誤り	通知書等の作成誤り	神奈川	横浜中	2016年 9月16日	2016年 9月20日	○事業所から問合せがあり、未加入事業所に対する加入指導文書について、問合せ先に誤って一般のお客様の電話番号を記載し作成していたことが判明しました。 ●担当者が一般のお客様にお詫びの上説明しました。事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、決裁時の発送文書の内容確認を徹底するよう周知しました。	29事業所	-	0
27			埼玉	越谷	2016年 10月11日	2016年 10月11日	○事業所から問合せがあり、未加入事業所に対する来所通知書について、来所日を誤って記載し作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい内容の案内文書を送付しました。 ●担当部署において、決裁時の発送文書の内容確認を徹底するよう周知しました。	9事業所	-	0
28			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 10月31日	2016年 11月17日	○年金事務所から連絡があり、状況確認したところ厚生年金保険70歳以上被用者該当届及び厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の提出勸奨文書について、提出勸奨文書に記載した提出依頼期限後に送付したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。担当部署より事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、案内文書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2,761 事業所	-	0
29	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	通知書等の作成誤り	東京	上野	2016年 4月12日	2016年 9月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所の別送先の登録を誤り、受託していない事業所分の標準報酬決定通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書を回収し、正しい事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、書類別送時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 5名	-	0
30	厚生年金適用関係届書の未処理	受付時の書類管理誤り	神奈川	事務センター	2016年 7月29日	2016年 8月23日	○事業所から問合せがあり、郵送された届書が委託業者により開封のうえ受付登録が行われなかったため、内容物である被扶養者(異動)届が未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行いました。 ●委託業者に対し、開封及び受付作業手順を確実に実施するよう指導しました。	1事業所 12名	-	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	2016年 6月14日	2016年 8月10日	○担当部署において保険料収納状況を確認したところ、確認不足により充当未済となっている保険料の調整処理時の登録を誤り、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、調整伺等の入力時には事前に調整金額等の確認をすること及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	45
32	納付受託証書の作成誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2014年 10月17日	2016年 5月11日	○担当部署において収納処理を行ったところ、確認不足により納付受託証書の金額の内訳を誤って記入し作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付受託証書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
33	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2016年 4月27日	2016年 6月1日	○事業所から問合せがあり、新規適用事業所にかかる口座振替申出書について、確認不足により別事業所の届出として処理を行ったため、別事業所の保険料が新規適用事業所の口座から引き落とされたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	1,278,189
34			埼玉	川越	2016年 4月頃	2016年 6月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、新規適用事業所にかかる口座振替申出書について、確認不足により別事業所の届出として処理を行ったため、別事業所の保険料が新規適用事業所の口座から引き落とされたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	805,932
35	領収済通知書の誤り	通知書等の作成誤り	広島	広島広域 事務センター	2016年 11月21日	2016年 11月22日	○事業所から問い合わせがあり、保険料納入告知書・領収済通知書の送付先を別送としている事業所について、委託業者が封筒に別送先の宛名シールを貼付すべきところ保険料納入告知書・領収済通知書に宛名シールを貼付し送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。担当部署より事業所にお詫びの文書及び正しい保険料納入告知書・領収済通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、別送先への送付時には送付物の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	193 事業所	-	0
36	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2015年 7月31日	2015年 8月4日	○担当部署において収納処理を行ったところ、債権現在額申立書作成時に確認不足により延滞金の計算を誤ったため、延滞金が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が破産管財人にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の延滞金は徴収しました。 ●担当部署において、事務処理手順を再確認し、徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	600
37			石川	金沢南	2016年 7月11日	2016年 7月15日	○担当部署において領収済通知書の確認をしたところ、元本保険料の収納がないため延滞金額が未確定であるにもかかわらず、延滞金を徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金は還付しました。 ●担当部署において、保険料領収時の納付目的月の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	3,000
38			三重	四日市	2014年 12月10日	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、保険料等還付請求書処理時の還付データの登録漏れにより、還付金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未払いの還付金を還付しました。 ●担当部署において、データ登録の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	109,968
39	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2016年 4月13日	2016年 5月13日	○担当部署において確認を行っていたところ、二以上勤務者該当処理時の保険料登録を誤り、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	20
40					2016年 3月29日	2016年 5月13日	○担当部署において確認を行っていたところ、二以上事業所勤務者にかかる月額変更処理時の保険料登録を誤り、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	20

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
41	国民年金被保険者資格 取得届の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2014年 1月20日	2016年 3月7日	○お客様から問合せがあり、遡及しての資格取得処理のため保険料を徴収する権利が時効となる前に納付書を作成し送付すべきところ、時効についての確認不足により期限内に処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェック及び保険料の納付期限について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,020
42	国民年金被保険者種別 変更届の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	1998年 6月10日	2016年 7月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金種別変更届を処理する際に、添付書類の確認不足により種別変更年月日を離婚年月日とすべきところ戸籍編成年月日としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由該当申出書を受付の上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の添付書類の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	13,300
43	国民年金任意加入申出 書の誤り	確認・決定誤り	三重	尾鷲	2012年 9月7日	2014年 4月16日	○老齢年金請求書の審査時に、合算対象期間の確認不足により老齢年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内したため、保険料が徴収され、老齢年金が未請求となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付し、年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	2,243,085
44			大阪	枚方	2012年 11月7日	2015年 5月13日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により老齢年金の受給権があるにもかかわらず、受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内したため、保険料が徴収され、老齢年金が未請求となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付し、年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	4,706,177
45			岐阜	大垣	2013年 5月27日	2016年 6月29日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、受給資格期間の確認不足により資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため480月を超えた月分の保険料が徴収されていたことが判明しました。また、この誤った納付記録により年金見込額照会回答票を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付し、正しい年金見込額照会回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェック及び年金見込額照会回答票作成時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	362,880
46			東京	葛飾	1992年 4月6日	2016年 6月30日	○年金記録の確認を行ったところ、年金記録の確認不足により国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当部署において、正しい年金記録に訂正処理を行いました。	1名	-	0
47			北海道	稚内	1996年 11月頃	2016年 3月9日	●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	-	0
48			東京	大田	1992年 11月25日	2016年 6月6日		1名	-	0
49			岐阜	大垣	2010年 8月31日	2016年 8月1日	○他の部署から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢年金の受給権発生年月日以降の保険料が徴収されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	280,710

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
50	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2015年 7月31日	2016年 8月23日	○内部点検により、国民年金任意加入申出書を処理する際に、共済組合記録の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給資格期間に不足があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、共済組合員記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,210
51			東京	北	2010年 5月頃	2016年 1月7日	○年金記録の確認を行っていたところ、海外在住のため国民年金の任意加入手続きを行っていた方が帰国及び再度出国した際に、被保険者記録の確認不足により強制被保険者への切替え及び任意加入の手続きを行わず継続して任意加入期間として保険料が徴収されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し海外転入転出時に必要な手続きを案内をするよう周知しました。	1名	-	0
52			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 2月15日	2016年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、厚生年金被保険者記録の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢基礎年金を満額にするための月数に不足があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	194,490
53	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の 作成誤り	石川	金沢広域 事務センター	2016年 12月9日	2016年 12月13日	○お客様から問合せがあり、「国民年金年金の加入期間終了と国民年金の加入月数のお知らせ」について、作成に使用する様式が変更されていたにもかかわらず、旧様式でお知らせを作成し送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しいお知らせを送付しました。 ●担当部署において、様式変更時の廃棄の確認と、作成時の印字内容の確認を徹底するよう周知しました。	380名	-	0
54			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 12月12日	2016年 12月14日		3,964名	-	0
55			大分	事務センター	2016年 12月16日	2016年 12月19日		412名	-	0
56			岐阜	美濃加茂	2016年 12月7日	2016年 12月15日		175名	-	0
57	国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2016年 2月17日	2016年 3月18日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届を処理する際に、届出年月日を誤って入力し国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	品川	2015年 5月14日	2015年 12月17日	○お客様から問合せがあり、付加保険料を希望されていたお客様に対し、納付状況の確認不足により誤って付加保険料なしの前納納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付していただいた定額付加保険料と前納付加保険料との差額を還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	40
59	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	説明誤り	福岡	西福岡	2015年 7月13日	2016年 8月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を受付した際に、付加保険料の納付を希望されていたにもかかわらず国民年金付加保険料納付申出書の案内を漏らしたため、付加保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金付加保険料納付申出書及び特定事由該当申出書を受付の上処理をし、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、付加保険料の納付意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	8,800
60	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2016年 3月11日	2016年 4月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書について受付した年度内に処理すべきところ翌年度の処理となったため、追納加算額が増額となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、受付した年度の追納保険料で現金領収しました。 ●担当部署において、追納申込書について受付年度内に処理を行うことを徹底するよう周知しました。	3名	未徴収	7,990
61	国民年金後納保険料申込書の誤り	説明誤り	滋賀	彦根	2015年 9月4日	2016年 7月11日	○お客様から問合せがあり、市町村が後納制度の相談時に国民年金の未加入期間があることの確認不足により、未加入期間については加入手続きの上後納制度で納付ができるとの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金資格取得届、国民年金後納保険料納付申込書及び特定事由等該当申出書を受付の上処理をし、納付書を送付しました。 ●市町村に対して、相談時において未加入期間の有無の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	138,180
62	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	福島	平	2015年 12月9日	2015年 12月9日	○内部点検により、国民年金保険料の納付相談時に免除申請の対象期間とならないため、保険料を納付していただくよう案内すべきところ対象期間の確認不足により国民年金保険料免除申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書をお返し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、保険料免除の申請期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	116,260
63		通知書等の作成誤り	福岡	直方	2016年 9月9日	2016年 9月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金に任意加入中のため保険料は免除とならないにもかかわらず、被保険者記録の確認不足によりお客様に国民年金保険料免除・猶予申請書の提出勧奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、免除勧奨の際には対象者の加入状況の確認を徹底するよう周知しました。	8名	-	0
64		未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	369名	-	0
65			東京	江東	2006年 6月21日	2011年 8月15日		60名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
66	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	未処理・処理遅延	神奈川県	川崎	2008年 7月13日	2013年 1月8日	○担当部署で人事異動に伴う引継ぎ書類の確認をしたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	28名	-	0
67			東京都	渋谷	2011年 6月9日	2013年 11月28日		3名	-	0
68	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	東京都	東京広域事務センター	2013年 6月24日	2015年 9月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例申請書の審査において、添付書類の確認不足により大学を卒業しているため学生納付特例が適用されない研究生について誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付し処理を行いました。 ●担当部署において、添付書類による学生納付特例の適用対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
69	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	栃木県	宇都宮西	2016年 3月頃	2016年 4月19日	○内部点検により、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、確認不足により再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
70		入力誤り	大阪府	大阪広域事務センター	2015年 5月20日	2016年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に、口座名義人の入力を漏らしたため、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付いただいた保険料と口座振替による前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	115,100
71					2014年 6月13日	2016年 6月3日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に、口座名義人の入力を誤ったため前納による口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	-	0
72					2016年 4月27日	2016年 7月21日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に、通帳番号の入力を誤ったため口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	-	0
73					2015年 4月30日	2015年 11月25日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に、金融機関コードの入力を誤ったため早割による口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と早割による保険料の差額を還付しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象-対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2016年 8月2日	2016年 9月9日	○お客様から問合せがあり、口座振替により国民年金保険料が徴収される予定のお客様へ口座振替記録の確認不足により納付書を送付したため、保険料が重複して徴収されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書送付時には口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,260
75	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2015年 7月29日	2016年 5月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者種別変更届と同時に受付けた国民年金保険料クレジットカード納付申出書を処理する際に、同時に受付しているとの確認不足により入力順番を誤ったため、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、種別変更届と同時に受付けたクレジットカード申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
76			島根	出雲	2015年 10月2日	2016年 6月1日	○お客様から問合せがあり、クレジットカードの有効性が確認できなくなった際に、引き続きクレジットカードによる納付意思の有無について確認の案内を行わなかったため国民年金保険料クレジットカード納付申出書の提出が行われず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料クレジットカード納付申出書を受付の上処理をし、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の再提出が必要となるお客様には適切な案内をするよう周知しました。	2名	-	0
77		説明誤り	東京	北	2010年 6月頃	2015年 5月29日	○お客様から問合せがあり、相談時にクレジットカードの有効期限更新時には改めて国民年金保険料クレジットカード納付申出書の提出が必要であるとの説明を漏らしたため申出書の提出が行われず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の再提出が必要となるお客様には適切な説明をするよう周知しました。	1名	-	0
78	国民年金追納保険料の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	2007年 7月頃	2016年 8月5日	○お客様から連絡があり、お客様が追納保険料の納付の順番を誤ったため過誤納となった保険料について、本来還付すべきところ、そのまま追納記録としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、過誤納保険料の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	179,060
79	国民年金保険料還付充当処理の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2015年 7月9日	2015年 8月11日	○お客様から問合せがあり、過誤納額について未納となっている国民年金保険料に充当処理する際に、先に経過した月から充当するべきところ、誤って後の月に充当していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、還付充当処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
80			東京	東京広域 事務センター	2016年 1月6日	2016年 1月27日	○お客様から問合せがあり、還付金額を誤って登録したため、正しく保険料が還付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、還付金額の登録の際は複数人による確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	15,540

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
81	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	1995年 1月19日	2014年 3月18日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたこと及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	431,974
82			埼玉	浦和	2004年 1月29日	2014年 6月19日		1名	未払い	600,123
83			東京	大田	1995年 8月21日	2014年 11月11日		1名	未払い	127,600
84			福井	福井	1992年 11月20日	2015年 12月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたこと及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	750,149
85			埼玉	大宮	1997年 7月31日	2014年 8月1日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	535,516
86			徳島	徳島南	1994年 10月20日	2016年 2月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤っていたこと及び国民年金の任意加入期間であるため保険料免除とならないにもかかわらず、誤って免除期間として年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	143,167
87			三重	四日市	1982年 8月頃	2014年 8月11日	○事務センターから連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	1,601,923
88			北海道	札幌北	1982年 12月16日	2015年 2月16日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	79,184
89			北海道	新さっぽろ	1990年 12月7日	2015年 10月9日		1名	未払い	9,530
90			北海道	札幌北	2003年 2月13日	2015年 3月9日	○事務センターから連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、資格喪失年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	490,155
91			石川	金沢北	1998年 4月1日	2015年 11月16日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
92			徳島	徳島北	2001年 7月1日	2016年 2月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	39,241

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
93	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	1988年 9月19日	2014年 3月27日	○事務センターから連絡があり、国民年金記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	288,042
94			高知	幡多	2003年 2月25日	2015年 3月12日	○年金記録の確認を行っていたところ、国民年金記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	107,450
95			北海道	室蘭	2003年 1月27日	2016年 3月22日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	3名	過払い	319,603
96			広島	広島西	1985年 4月1日	2014年 5月22日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,719,216
97			佐賀	佐賀	1986年 4月1日	2015年 3月5日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	4,487,776
98			新潟	三条	1990年 6月13日	2015年 8月7日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,999,102
99			神奈川	横浜西	1986年 4月1日	2015年 3月20日	○事務センターから連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	2,680,673
100			京都	京都南	1989年 8月頃	2014年 10月17日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入期間であるため保険料免除としないにもかかわらず、誤って免除期間として年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	93,902
101			広島	広島東	1984年 11月1日	2014年 11月25日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、被保険者記録の登録が漏れていたこと及び在職老齢年金の支給停止割合を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	350,677
102			兵庫	尼崎	1986年 4月頃	2015年 1月30日	○年金記録の確認を行っていたところ、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,558,087

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
103	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	1997年 9月18日	2015年 2月16日	○他の年金事務所から連絡があり、脱退手当金の支給済み期間を誤って厚生年金被保険者期間と登録し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書の審査時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	86,833
104			長崎	長崎南	1984年 7月10日	2015年 1月28日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、通算老齢年金には算入されていた厚生年金被保険者記録の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	594,460
105			長野	松本	1980年 8月1日	2015年 2月17日	○年金記録の確認を行っていたところ、老齢年金の決定を行った際に、先発の旧厚生年金保険法の障害年金には登録されていた厚生年金被保険者記録の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,814
106			佐賀	唐津	2002年 6月13日	2015年 3月11日	○年金記録の確認を行っていたところ、老齢年金の決定を行った際に、先発の旧厚生年金保険法の障害年金には登録されていた厚生年金被保険者記録の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,193,257
107			香川	高松西	1981年 11月頃	2015年 4月15日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部に誤りがある状態で老齢年金を決定していたこと及び誤った記録により遺族年金も決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	6,198,802
108			福島	平	1985年 11月2日	2015年 9月8日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定を行った際に、先発の旧厚生年金保険法の障害年金には登録されていた厚生年金被保険者記録の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,626
109			大阪	淀川	1998年 2月13日	2015年 6月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を60歳到達年月日とすべきところ、65歳到達年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	96,500
110			茨城	下館	1976年 9月頃	2015年 7月7日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、通算老齢年金の取消年月日を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において裁定替え時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	54,833

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
111	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	石巻	1990年 4月21日	2015年 8月11日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,166
112			茨城	下館	1981年 3月頃	2015年 8月26日	○事務センターから連絡があり、被保険者記録の確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	504,610
113			東京	千代田	2015年 3月31日	2015年 8月31日	○お客様から問合せがあり、年金相談の際に65歳に遡って老齢年金を請求した場合には、遡及支払分についても住民税の課税対象となることの説明を漏らし、65歳に遡って老齢年金請求書を受付し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求書の受付と決定を行い、65歳請求の老齢厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金にかかる住民税等の課税にかかる取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,055,500
114			京都	舞鶴	1984年 4月18日	2015年 10月29日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、旧法通算老齢年金として決定すべきところ誤って老齢年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
115			香川	事務センター	1997年 9月11日	2016年 4月4日	○他の事務センターから連絡があり、一部別人の記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	119,228
116			神奈川	小田原	2016年 5月25日	2016年 8月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金受給権者現況届の提出をいただくところ、誤って生計維持確認届の提出を案内し受付けたため、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者現況届を提出いただき、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に提出いただく書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	204,850
117			神奈川	高津	2014年 6月14日	2014年 6月19日	○年金相談センターから連絡があり、老齢年金の年金受給資格期間の相談時に合算対象期間に該当しない期間を年金受給資格期間として計算したため、受給要件がないにもかかわらず年金請求をするよう誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認及び合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
118			佐賀	佐賀	2014年 10月14日	2015年 4月14日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整の取扱いの確認不足により、本来、支給停止となる期間について、事後清算で支払いされると誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険法による給付を受けている際の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
119	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	愛知	大曾根	2016年 2月9日	2016年 6月8日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が長期特例の該当要件の確認不足により、長期特例に該当しないにもかかわらず長期特例に該当し、定額部分と加給年金が支払われると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
120			鹿児島	川内	2016年 10月7日	2016年 10月13日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が老齢年金の年金受給資格期間の相談時に合算対象期間に該当しない期間を年金受給資格期間として計算したため、受給要件がないにもかかわらず年金請求をするよう誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
121	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2005年 10月27日	2012年 10月30日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	348,843
122			北海道	札幌北	1996年 4月4日	2014年 9月29日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含めていたこと及び厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,842
123			東京	世田谷	1987年 8月12日	2015年 10月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	627,300
124	老齢年金の戦時加算の誤り		確認・決定誤り	北海道	札幌北	1984年 10月17日	2013年 7月4日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
125		三重		伊勢	1981年 12月10日	2016年 2月16日		1名	未払い	139,420
126		宮城		石巻	1989年 6月29日	2016年 5月16日	○未支給年金請求書の審査時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,219,549

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
127	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	1991年 3月14日	2014年 3月24日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	845,044
128			福岡	八幡	1988年 8月1日	2014年 4月10日		1名	未払い	214,978
129					1980年 1月1日	2014年 8月18日		1名	未払い	542,226
130			高知	幡多	2010年 10月28日	2014年 12月12日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,072,011
131			埼玉	大宮	2007年 3月1日	2014年 7月18日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	613,275
132			北海道	札幌北	2010年 7月22日	2014年 12月18日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,513,126
133			埼玉	浦和	1982年 7月28日	2015年 5月15日		1名	未払い	273,681
134			佐賀	佐賀	1988年 2月10日	2015年 7月9日		1名	未払い	1,729,988
135			沖縄	那覇	1982年 2月10日	2015年 8月10日		1名	未払い	168,578
136			東京	足立	2009年 9月17日	2016年 1月19日		1名	未払い	1,079,376
137			島根	松江	1981年 8月25日	2016年 4月26日		1名	未払い	891,158
138			愛知	一宮	1983年 1月19日	2016年 5月24日		1名	未払い	795,328
139			老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1979年 10月9日	2013年 8月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧農林共済の退職年金の対象期間として決定すべき組合員期間を通算老齢年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名
140	山口	宇部			1991年 5月9日	2015年 3月17日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,303,575

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
141	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	2003年 5月1日	2016年 3月17日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	686,458
142			香川	普通寺	2002年 9月5日	2016年 3月28日		1名	未払い	1,290,223
143			東京	武蔵野	2001年 4月26日	2014年 5月16日		1名	未払い	431,524
144			大阪	城東	2013年 9月19日	2013年 9月19日	○年金相談時に、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,885,583
145			愛知	大曾根	2001年 11月21日	2016年 2月26日		1名	過払い	2,717,974
146			徳島	徳島北	1993年 3月15日	2015年 8月27日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の旧令共済記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,851,188
147			愛知	鶴舞	1979年 3月14日	2015年 3月26日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の判明により、先発と後発の老齢年金に記録の追加処理を行うべきところ、先発の老齢年金への登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,767
148			神奈川	横浜西	2007年 11月7日	2013年 10月25日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,509,995
149			滋賀	大津	2004年 7月8日	2014年 10月10日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,010,735
150			東京	中央	2004年 4月1日	2014年 10月16日		1名	過払い	1,895,642
151			埼玉	川越	2008年 4月3日	2014年 10月16日		1名	過払い	734,812
152			宮城	仙台北	2004年 3月18日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,371
153			東京	上野	2010年 1月19日	2014年 10月17日		○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
154			大阪	天王寺	2010年 1月14日	2014年 10月17日	1名		過払い	1,976,791
155					2005年 2月27日	2014年 10月17日	1名		過払い	1,655,856

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
156	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2005年 10月6日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,640
157			神奈川	横浜南	2010年 10月28日	2014年 10月17日		1名	過払い	6,313
158					2007年 9月27日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,154
159			東京	新宿	2004年 12月2日	2014年 10月17日		1名	過払い	7,630
160			東京	世田谷	2006年 6月15日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,290
161			東京	立川	2002年 12月5日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,425,146
162			埼玉	大宮	2006年 11月2日	2014年 10月17日		1名	過払い	12,114
163			埼玉	熊谷	2009年 3月12日	2014年 10月17日		1名	過払い	7,441
164			埼玉	春日部	2009年 10月1日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,002
165					2009年 10月1日	2014年 10月17日		1名	過払い	5,399
166			埼玉	所沢	2003年 12月4日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,851
167					2008年 4月2日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,848
168					2011年 3月3日	2014年 10月17日		1名	過払い	665
169			宮城	大河原	2003年 12月11日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,446,700
170			石川	金沢北	2011年 2月10日	2014年 10月17日		1名	過払い	7,033
171			愛知	半田	2003年 2月13日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,788,697
172			京都	下京	2003年 6月頃	2014年 10月20日		1名	過払い	8,337
173			栃木	宇都宮西	2000年 5月31日	2014年 10月20日		1名	過払い	1,974,333
174			岐阜	美濃加茂	2004年 10月7日	2014年 10月20日		1名	過払い	5,250
175	宮崎	都城	2008年 2月28日	2014年 10月20日	1名	過払い	1,006,086			
176	鹿児島	鹿児島南	2011年 1月19日	2014年 10月20日	1名	過払い	1,325,635			
177	福島	郡山	2009年 6月4日	2014年 10月20日	1名	過払い	8,304			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
178	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2005年 1月4日	2014年 10月21日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,573,405	
179			三重	津	2002年 10月31日	2014年 10月21日		1名	過払い	8,353	
180			大阪	大手前	2003年 12月11日	2014年 10月22日		1名	過払い	1,798,903	
181			静岡	浜松東	2011年 5月13日	2014年 10月22日		1名	過払い	6,093	
182			三重	尾鷲	2008年 5月7日	2014年 10月22日		1名	過払い	3,204	
183			愛知	豊橋	2003年 6月12日	2014年 10月23日		1名	過払い	9,122	
184					2003年 3月6日	2014年 10月23日		1名	過払い	10,040	
185			埼玉	所沢	2011年 4月28日	2014年 10月17日		○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
186			神奈川	横須賀	2002年 8月1日	2014年 10月30日			1名	-	0
187					2013年 3月31日	2014年 10月30日			1名	-	0
188			東京	武蔵野	2005年 5月12日	2014年 4月14日		○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	413,275
189			福岡	久留米	1992年 2月20日	2014年 8月27日			1名	過払い	1,667,204
190			愛知	瀬戸	1990年 1月11日	2015年 2月4日			1名	過払い	572,476
191			山形	米沢	1998年 10月8日	2016年 3月29日			1名	過払い	420,144
192	大阪	天王寺	2000年 9月28日	2012年 9月25日	1名	過払い	2,122,451				
193	岩手	盛岡	1991年 1月9日	2014年 3月20日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	367,686			
194	富山	砺波	1993年 9月16日	2016年 5月16日		○事務センターから連絡があり、旧農林共済の退職年金の対象期間として決定済みの組合員期間を通算老齢年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	490,293		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
195	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	1979年 1月20日	2015年 6月20日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	261,009
196			三重	伊勢	1980年 9月25日	2015年 11月30日		1名	未払い	152,989
197			岡山	倉敷西	1969年 11月頃	2015年 10月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部が誤った状態であったこと及び国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	178,206
198			和歌山	和歌山西	1990年 7月12日	2013年 8月20日	○未支給年金請求時に、脱退手当金の支給済み期間を誤って厚生年金被保険者期間と登録し、老齢年金を決定していたこと及びこのことから配偶者の老齢年金に加給年金の加算が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,185,449
199			山形	山形	1982年 9月頃	2014年 1月22日	○未支給年金請求時に、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	50,882
200			北海道	札幌北	1995年 5月11日	2014年 12月1日	○未支給年金請求時に、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,247,183
201			佐賀	佐賀	1994年 7月16日	2015年 7月21日		1名	未払い	3,705,568
202			老齢年金の繰上げ・繰り下げの誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2013年 4月1日	2015年 8月14日	○お客様から問合せがあり、お客様は65歳到達前に特別支給の老齢年金と遺族厚生年金を受給されていたため、老齢厚生年金の繰下げ請求ができないにもかかわらず、繰下げ請求書を受付し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎・厚生年金請求書等を受付の上決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰り下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
203	老齢年金の繰上げ・繰り下げの誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2016年 6月6日	2016年 6月6日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	130,079		
204			埼玉	大宮	2009年 3月12日	2012年 6月13日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の相談を行った際に、全部繰上げ請求を行った場合は旧三共済の退職共済年金の定額部分が支給停止となるとの説明及び支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、共済年金の受給がある場合の繰上げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,593,105		
205			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 2月13日	2015年 7月9日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	217,300		
206			大阪	天王寺	2015年 10月6日	2015年 12月14日	○お客様から問合せがあり、繰り上げ請求書の受付時の確認不足により、お客様が全部繰り上げ請求を希望しているにもかかわらず、一部繰り上げ請求の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰り上げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,472		
207			福岡	福岡広域 事務センター	2010年 1月28日	2015年 1月23日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を繰上げ請求した場合に支給停止となる退職共済年金の確認不足により、お客様にとって受給額が少なくなる繰上げ請求を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの老齢基礎年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、共済年金の受給がある場合の繰上げの取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,498,830		
208			東京	中野	2002年 12月27日	2015年 8月17日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,625,726		
209			配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2010年 6月24日	2015年 1月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	784,305
210					神奈川	相模原	1991年 6月20日	2015年 5月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,994,517
211	群馬	太田			1994年 3月19日	2015年 9月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,547,613		
212	東京	北			2000年 1月7日	2015年 10月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,334,174		
213	北海道	砂川			1996年 10月26日	2016年 4月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,543,688		
214	長野	松本			1996年 2月27日	2016年 2月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	855,629		
215	静岡	三島			1990年 2月28日	2016年 4月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,069,669		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
216	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	1999年 4月1日	2014年 7月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,984,965	
217			静岡県	清水	2000年 11月21日	2014年 12月5日		1名	未払い	2,454,567	
218					1994年 3月28日	2015年 4月1日		1名	未払い	3,106,822	
219			東京都	北	1997年 10月2日	2015年 10月29日		1名	未払い	3,450,242	
220			山形県	新庄	1989年 11月22日	2016年 4月18日		1名	未払い	4,532,693	
221			長崎県	佐世保	1993年 8月25日	2016年 5月11日		1名	未払い	4,856,595	
222			愛媛県	松山東	1990年 10月29日	2016年 5月25日		1名	未払い	4,538,686	
223			愛知県	豊橋	2010年 5月13日	2016年 6月22日		1名	未払い	769,232	
224			茨城県	水戸南	1996年 9月頃	2016年 9月6日		1名	過払い	1,007,314	
225			東京都	世田谷	2007年 9月6日	2014年 8月27日		○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	870,566
226			東京都	板橋	1993年 7月15日	2014年 9月30日			1名	未払い	3,404,018
227			静岡県	清水	1991年 7月8日	2014年 11月14日		1名	未払い	3,182,248	
228			茨城県	水戸北	1989年 1月26日	2016年 3月22日		1名	未払い	4,754,143	
229			埼玉県	浦和	2006年 10月26日	2015年 2月20日	1名	未払い	1,267,919		
230			大阪府	堺東	2008年 7月29日	2015年 2月16日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	743,849	
231					2009年 7月9日	2015年 8月27日		1名	未払い	704,800	
232			埼玉県	大宮	1999年 4月8日	2014年 8月29日	1名	未払い	2,590,993		
233					1994年 7月14日	2014年 9月12日	1名	未払い	3,580,263		
234					1992年 11月20日	2014年 10月21日	1名	未払い	4,781,585		
235			大阪府	城東	2000年 2月28日	2016年 6月1日	1名	未払い	2,943,278		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
236	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	京都	舞鶴	1994年 10月1日	2016年 1月7日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,036,314
237			東京	北	2005年 4月21日	2015年 10月30日	○他の年金事務所から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,015,202
238			愛知	事務センター	2015年 7月16日	2015年 12月18日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,933
239			埼玉	浦和	1996年 4月11日	2014年 9月2日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,425,249
240			静岡	清水	2000年 10月11日	2015年 10月26日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	801,514
241			神奈川	事務センター	2012年 12月20日	2016年 4月22日	○街角の年金相談センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	329,019
242	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2007年 10月5日	2016年 4月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,112,497
243			香川	普通寺	2008年 2月17日	2016年 6月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,068,981
244			京都	上京	2008年 8月22日	2016年 7月20日	○事務センターから連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	978,729
245			広島	広島西	2007年 12月17日	2016年 7月7日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,112,181
246			鹿児島	加治木	2003年 8月7日	2016年 6月29日	○事務センターから連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	989,434
247			埼玉	大宮	2009年 4月17日	2014年 8月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	618,445
248			福岡	東福岡	2006年 4月2日	2016年 2月1日	○お客様から問合せがあり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,369,759
249			広島	広島西	2007年 1月21日	2016年 7月25日	○お客様から問合せがあり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,293,985

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
250	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	2010年 3月21日	2016年 1月28日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	684,150
251			愛知	一宮	2006年 9月24日	2016年 4月13日		1名	未払い	1,312,786
252			広島	広島西	2007年 1月19日	2016年 6月17日		1名	未払い	1,289,695
253	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2007年 5月17日	2014年 9月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族厚生年金の決定時の添付書類の確認不足のため受給者の生年月日の元号を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。  ○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。  ○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の支給停止処理の際に、受給している老齢厚生年金相当を遺族厚生年金と遺族共済年金に按分して支給停止額を決定すべきところ、遺族共済年金を勘案せずに停止額を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済年金の受給状況及び停止処理時の確認を徹底するよう周知しました。  ○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,978,295
254			長野	松本	1997年 8月21日	2010年 9月30日		1名	未払い	461,192
255			福岡	八幡	2004年 2月13日	2014年 8月28日		1名	未払い	2,203,941
256					1993年 5月8日	2015年 3月30日		1名	未払い	1,292,124
257			福岡	南福岡	2002年 11月28日	2015年 10月27日		1名	未払い	3,094,550
258			埼玉	大宮	2008年 4月17日	2014年 7月9日		1名	未払い	452,958
259			埼玉	浦和	2005年 7月14日	2014年 7月17日		1名	未払い	133,478
260			神奈川	横浜南	2008年 1月10日	2014年 8月26日		1名	未払い	327,187
261			東京	北	2004年 6月10日	2014年 10月28日		1名	未払い	989,241
262			広島	広島東	2002年 10月31日	2014年 11月13日		1名	未払い	1,130,971
263	福岡	八幡	1985年 4月7日	2015年 2月2日	1名	未払い	1,707,724			
264			1995年 3月9日	2015年 3月30日	1名	未払い	3,861,862			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
265	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	1998年 3月12日	2015年 7月3日	○事務センターから連絡があり、短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	826,806
266			岐阜	大垣	2002年 6月13日	2015年 7月21日	○事務センターから連絡があり、長期要件の遺族共済年金受給権者であるとの考慮漏れにより、お客様にとって不利な短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合から支給される年金の有無についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,054
267			東京	千代田	1982年 11月頃	2015年 2月5日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,127,284
268			高知	高知西	1988年 6月7日	2015年 3月17日		1名	未払い	1,610,485
269			山口	下関	1982年 3月11日	2015年 7月10日		1名	未払い	465,775
270			千葉	幕張	1984年 6月頃	2015年 7月15日		1名	未払い	45,099
271			静岡	島田	1980年 7月16日	2015年 8月31日		1名	未払い	113,276
272			広島	呉	1987年 4月9日	2015年 9月16日		1名	未払い	1,797,960
273			大阪	大阪広域 事務センター	2010年 9月16日	2014年 4月14日		○年金事務所から連絡があり、遺族厚生年金の決定時の確認不足により、既に遺族厚生年金を決定済みであったにもかかわらず、重複して決定していたこと及び決定済みであった年金について、年金額が有利な短期要件で決定すべきところ、誤って長期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時における記録確認及び遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
274			和歌山	事務センター	2016年 3月3日	2016年 6月24日	○共済組合から連絡があり、遺族厚生年金の決定時の確認不足により、本来、遺族共済年金に寡婦加算がされているため、遺族厚生年金には加算されないにもかかわらず寡婦加算がされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時における他年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	462,096

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
275	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	福岡	久留米	2008年 7月頃	2014年 5月14日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族厚生年金の請求書の受付を行っていませんでした。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受付の上決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認の徹底を周知しました。	1名	未払い	2,010,992
276			熊本	熊本西	2015年 1月28日	2016年 7月19日	○お客様から連絡があり、年金相談時に、受付状況の確認不足により遺族年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族年金請求書の提出を案内すべきところ、誤って提出は不要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書等の受付状況の確認の徹底を周知しました。	1名	未払い	494,583
277			大分	大分	2015年 12月3日	2016年 4月19日	○お客様から問合せがあり、遺族年金請求の相談時に、試算処理時の試算方法を誤り、本来であれば長期要件で試算すべきところ、短期要件で試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の試算時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
278			熊本	熊本東	2016年 8月22日	2016年 9月30日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が遺族年金の請求に必要な添付書類の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。添付書類を受付し、遺族年金の決定を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
279	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 8月1日	2016年 2月15日	○市町村から問合せがあり、障害基礎年金の所得状況の審査を誤り年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害基礎年金の所得審査時の確認を徹底するよう周知しました。	8名	その他	2,003,025
280					2015年 8月1日	2016年 7月25日	○市町村から問合せがあり、所得審査を誤り機構本部へ額改定報告書を進達したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得審査時及び額改定報告書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	614,550
281			佐賀	佐賀	2014年 7月2日	2014年 7月2日	○機構本部から連絡があり、2つの傷病による障害年金の相談時に、2つの傷病に相当因果関係ありとしてそれぞれの診断書の提出を案内し年金を決定すべきところ、1方の診断書のみ提出を受け障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。追加の診断書を提出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金相談時において相当因果関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	556,665

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
282	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2015年 9月19日	2016年 5月17日	○内部点検により、障害認定後に本部へ額改定報告書の進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、事象を周知し、障害認定の登録時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	390,049
283			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 3月30日	2016年 7月20日	○内部点検を行っていたところ、市町村において本来、老齢・障害給付支給停止事由消滅届の受付をすべきところ、誤って障害給付年金額改定請求書を受け付けたため、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢・障害給付支給停止事由消滅届を提出いただき処理し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対して再発防止策を講じるよう依頼しました。	1名	未払い	260,032
284			北海道	新さっぽろ	1965年 8月1日	2014年 12月25日	○お客様から問合せがあり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	248,138
285			岡山	高梁	1962年 9月頃	2015年 8月6日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,709
286		説明誤り	埼玉	大宮	2015年 4月13日	2015年 5月20日	○障害年金請求にかかる相談の際に、委託社会保険労務士の納付記録の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
287		福井	武生	2015年 5月21日	2016年 4月18日	○障害年金請求時の相談の際に、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
288		滋賀	草津	2016年 3月28日	2016年 5月2日		1名	-	0	
289		大阪	今里	2016年 5月13日	2016年 5月19日		1名	-	0	
290		高知	高知西	2016年 1月5日	2016年 6月7日	○機構本部から連絡があり、65歳以上であり額改定請求は行えないにもかかわらず、障害給付額改定請求書を案内し受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、額改定請求の相談の際には生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
291		福岡	東福岡	2016年 6月13日	2016年 6月29日	1名	-	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
292	障害者特例の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2013年 10月11日	2015年 6月13日	○年金相談時に、年金記録の確認不足により、障害者特例に該当しているにもかかわらず特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例請求書の提出のご案内を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害者特例請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	366,090
293		説明誤り	香川	高松東	2016年 8月4日	2016年 8月23日	○年金相談時に、定額部分の支給開始年齢の確認不足により、手続きを行う必要の無い特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例請求書を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害者特例の相談の際には、定額部分の支給開始年齢の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
294	市町村による障害基礎年金所得状況届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 8月4日	2016年 10月17日	○お客様から市町村に問合せがあり、市町村が機構に提出した障害基礎年金所得状況届の所得状況欄について、所得不明と報告したため10月14日の年金が支払われなかったことが判明しました。 ●市町村からお客様にお詫びの文書を送付しました。機構において所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村から、所得状況届の提出にあたっては、所得状況等、記載事項の確認を徹底するとの報告がありました。 (大阪市HPにてお知らせした事案)	143名	未払い	20,774,969
295	障害基礎年金所得状況届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2016年 9月頃	2016年 10月6日	○担当部署において、「所得状況届未提出者一覧表」を点検していたところ、委託業者が所得状況届が提出済みにもかかわらず、未退出者として処理したため10月14日の年金が支払われないことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの文書を送付しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するように周知しました。	6名	未払い	915,025
296			高知	事務センター	2016年 9月21日	2016年 10月6日	○担当部署において、「所得状況届未提出者一覧表」を点検していたところ、所得状況届が提出済みにもかかわらず、未退出者として処理したため10月14日の年金が支払われないことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの文書を送付しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するように周知しました。	5名	未払い	592,642
297			北海道	事務センター	2016年 9月4日	2016年 10月18日	○年金事務所から連絡があり、所得状況届が提出済みにもかかわらず、市町村からの報告内容の確認不足により未退出者として処理したため10月14日の年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの文書を送付しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するように周知しました。	3名	未払い	422,522
298			広島	事務センター	2016年 7月頃	2016年 10月19日	○担当部署において、「所得状況届未提出者一覧表」を点検していたところ、委託業者が所得状況届が提出済みにもかかわらず、市町村からの報告内容の確認不足により未退出者として処理したため10月14日の年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの文書を送付しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するように周知しました。	3名	未払い	422,522

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
299	障害年金にかかる介護保険料の特別徴収誤り	確認・決定誤り	長野	事務センター	2016年 9月12日	2016年 9月23日	○内部点検により、障害基礎年金所得状況届の処理が適切に行われなかった結果、介護保険料の特別徴収ができない市町村があることが判明しました。 ●担当部署からお客様と市町村の担当者へお詫びの文書を送付しました。市町村へ2月支払分から特別徴収を再開するよう依頼を行いました。承いただきました。 ●担当部署において、事務処理方法を徹底するよう周知しました。	119名	-	0	
300			大阪	事務センター	2016年 7月頃	2016年 9月27日		3名	-	0	
301	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	鳥根	松江	2005年 4月18日	2015年 10月27日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って未支給年金請求者の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	746,337	
302			神奈川	事務センター	2016年 4月8日	2016年 6月21日		1名	未払い	300,870	
303			徳島	事務センター	1986年 4月1日	2016年 2月26日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	618,900
304			石川	金沢北	1981年 6月20日	2015年 7月17日			1名	未払い	314,878
305			宮城	仙台北	1983年 10月頃	2015年 7月27日			1名	未払い	448,725
306			千葉	幕張	1980年 6月頃	2015年 7月27日			1名	未払い	67,845
307			山口	岩国	1983年 3月1日	2015年 9月7日			1名	未払い	111,987
308			北海道	帯広	1990年 1月20日	2015年 11月17日			1名	未払い	8,763
309			東京	文京	1978年 7月1日	2015年 9月15日			1名	未払い	209,485
310			茨城	水戸北	1976年 9月頃	2016年 1月7日			1名	未払い	12,117
311			福岡	西福岡	1978年 6月1日	2016年 1月6日			1名	未払い	867,348
312			神奈川	横浜南	1978年 7月頃	2016年 2月1日			1名	未払い	74,923
313			岐阜	岐阜北	1986年 7月1日	2016年 2月2日			1名	未払い	248,070

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
314	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2015年 10月16日	2015年 12月24日	○お客様から問合せがあり、年金受給選択処理のために老齢年金決定時に支払いの保留を行い、その後保留解除処理を漏らしたことに伴い、老齢年金のお支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録及び年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,561,611
315	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	平塚	1987年 6月17日	2015年 5月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	6,383,734
316			大阪	城東	1996年 2月6日	2016年 2月12日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	326,785
317			神奈川	川崎	1995年 8月17日	2016年 3月2日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	451,236
318			沖縄	名護	1983年 1月1日	2016年 3月29日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,125,900
319			東京	荒川	1994年 6月22日	2016年 3月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	66,968
320			青森	八戸	1989年 3月23日	2016年 3月22日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	224,733
321			福島	平	1995年 9月20日	2014年 7月29日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	86,435
322			愛知	名古屋西	1997年 4月1日	2015年 9月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,500
323			新潟	三条	1990年 4月1日	2016年 1月5日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	122,954
324			福島	平	1994年 7月14日	2016年 4月4日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	629,921
325			群馬	高崎	1993年 1月28日	2014年 5月2日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	4,354,675
326			徳島	徳島南	1991年 8月22日	2016年 1月7日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	5,669,949

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
327	加給年金の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	2006年 3月16日	2015年 12月3日	○市町村から問合せがあり、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,102,141
328			東京	練馬	2009年 2月21日	2015年 12月1日	○年金相談の際、老齢年金の請求の際に、請求者と子の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,314,832
329			愛知	豊橋	2008年 7月10日	2016年 2月12日	○年金相談の際、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	462,648
330	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	1998年 2月5日	2014年 10月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,880,154
331			愛知	一宮	1995年 1月5日	2014年 11月5日		1名	未払い	3,576,077
332			福岡	八幡	1998年 10月19日	2015年 3月2日		1名	未払い	3,165,221
333					1999年 9月23日	2015年 4月30日		1名	未払い	3,481,787
334			東京	新宿	1996年 10月17日	2015年 8月27日		1名	未払い	2,598,190
335			兵庫	尼崎	2001年 5月21日	2015年 9月1日		1名	未払い	2,502,104
336			神奈川	相模原	1996年 1月11日	2015年 9月18日		1名	未払い	4,121,099
337			茨城	下館	1992年 12月頃	2015年 10月30日		1名	未払い	3,481,582
338			三重	津	2006年 1月20日	2016年 1月7日		1名	未払い	1,473,903
339			奈良	大和高田	1993年 6月20日	2016年 1月19日		1名	未払い	4,925,613
340			茨城	事務センター	2010年 10月7日	2016年 1月20日		1名	未払い	1,550,536
341			東京	葛飾	2001年 5月7日	2016年 2月17日		1名	未払い	3,109,288
342			神奈川	藤沢	1990年 5月31日	2016年 2月19日		1名	未払い	4,572,891
343			埼玉	春日部	2006年 3月24日	2016年 3月2日		1名	未払い	1,443,518

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
344	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	東京	中野	1992年 8月頃	2016年 5月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,154,736
345			大阪	堺西	1996年 8月29日	2016年 5月19日		1名	未払い	2,754,198
346			沖縄	石垣	1991年 10月20日	2016年 6月13日		1名	未払い	4,875,216
347			埼玉	大宮	2000年 6月26日	2014年 10月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,340,556
348			東京	板橋	1997年 3月6日	2015年 10月2日		1名	未払い	3,031,146
349			埼玉	春日部	2008年 11月28日	2016年 3月14日		1名	未払い	875,915
350			福岡	八幡	2003年 7月1日	2014年 8月18日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,868,269
351			神奈川	高津	1995年 10月26日	2016年 1月12日		1名	未払い	2,769,736
352			東京	文京	2001年 2月8日	2016年 1月20日		1名	未払い	2,609,373
353			奈良	大和高田	1996年 9月2日	2016年 1月26日	1名	未払い	3,984,525	
354			宮崎	都城	1990年 8月2日	2016年 4月8日	1名	未払い	4,889,312	
355			山形	鶴岡	1993年 7月9日	2016年 5月31日	1名	未払い	4,990,030	
356			群馬	渋川	1995年 4月1日	2016年 6月15日	1名	未払い	4,322,645	
357			埼玉	大宮	2001年 11月8日	2014年 10月21日	1名	未払い	1,234,058	
358					2002年 10月10日	2014年 12月5日	1名	未払い	973,859	
359			北海道	札幌北	1992年 6月11日	2014年 12月15日	1名	未払い	1,083,723	
360			埼玉	大宮	1993年 4月22日	2015年 1月9日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,529,737
361					1991年 2月21日	2015年 1月9日		1名	未払い	3,335,894
362					1992年 5月28日	2015年 1月9日		1名	未払い	3,106,727
363					1997年 3月6日	2015年 1月9日		1名	未払い	2,483,842
364	京都	京都西	2008年 10月30日	2015年 12月3日	1名	未払い	896,543			
365	島根	松江	1997年 4月3日	2016年 1月14日	1名	未払い	3,257,459			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
366	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	2000年 12月21日	2016年 2月25日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,516,262
367			兵庫	加古川	1999年 11月11日	2016年 4月25日		1名	未払い	2,018,897
368			山形	鶴岡	1993年 4月2日	2016年 4月27日		1名	未払い	4,959,134
369			東京	板橋	1995年 3月16日	2016年 4月28日		1名	未払い	3,639,334
370			鹿児島	鹿児島北	1991年 8月20日	2016年 6月14日		1名	未払い	4,977,768
371			大分	別府	1990年 5月31日	2016年 7月11日		1名	未払い	4,607,346
372			埼玉	浦和	1992年 1月23日	2014年 12月17日		○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
373					1999年 8月21日	2015年 1月8日	1名		未払い	2,655,120
374					1996年 5月16日	2015年 4月30日	1名		未払い	3,105,656
375						1990年 8月2日	2015年 12月1日	○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
376	再裁定の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	2008年 11月20日	2015年 3月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,859
377			栃木	栃木	2002年 1月頃	2015年 11月11日		1名	未払い	57,076
378			愛知	刈谷	1992年 1月24日	2012年 11月28日		1名	未払い	428,300
379			神奈川	横浜西	2009年 12月21日	2015年 8月10日		○年金相談時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
380	再裁定の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2009年 10月9日	2014年 10月1日	○機構本部から連絡があり、記録判明により加給年金の受給要件を満たしたにもかかわらず、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし、再裁定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時には加給年金の支給状況や生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	884,383
381			北海道	新さっぽろ	1996年 10月頃	2016年 1月4日	○機構本部からの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	539,014
382			青森	青森	2000年 12月28日	2015年 9月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い再裁定を行った際に、船員保険の戦時加算記録の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	262,548
383			宮崎	延岡	1977年 2月頃	2015年 2月19日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い再裁定を行った際に、期間の追加及び受給権発生日の訂正を行うべきところ、受給権発生日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時には受給権発生日訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	149,653
384			東京	世田谷	2009年 1月29日	2015年 3月17日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤って削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	306,937
385			東京	世田谷	1986年 4月頃	2015年 7月30日	○他の年金事務所から連絡があり、重複している厚生年金と国民年金の被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	123,636
386			年金選択の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	2014年 11月20日	2015年 5月1日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の請求の際に、企業年金連合会から支給される独自給付額を踏まえた場合の確認を漏らし年金受給選択申出書を処理したため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
387	年金選択の誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2016年 4月28日	2016年 7月12日	○機構本部から連絡があり、特別支給の老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付金との調整を踏まえた場合の確認を漏らし年金受給選択申出書を処理したため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについては返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択にかかる相談時において高年齢雇用継続給付金との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	18,610
388			北海道	札幌北	1987年 3月13日	2015年 1月19日	○記録判明に伴う記録確認において、老齢年金の受給者に遺族年金が決定された際に、年金選択申出書の案内を漏らしたため、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	773,751
389		説明誤り	静岡	清水	2014年 11月25日	2015年 2月16日	○お客様から問合せがあり、過払いの年金の返納について返納方法申出書の提出により内払調整率を変更していたお客様が年金選択を変更した際に、返納方法申出書の案内を漏らしたため当初の申出書による内払調整率となっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。返納方法申出書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、過払い金の調整中に年金選択を変更する際の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
390	年金の振込機関・住所変更にかかる誤り	確認・決定誤り	三重	事務センター	2016年 5月17日	2016年 7月28日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の審査時に口座番号の確認を誤り処理をしたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に振込口座の確認、入力後のチェックの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,618,212
391			大阪	城東	2015年 12月4日	2016年 3月16日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて未支給年金請求書の受付時に受取金融機関の確認を誤り、機構において処理を行ったため年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	未払い	155,500
392		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 4月7日	2016年 5月23日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	156,094
393		説明誤り	沖縄	那覇	2015年 3月24日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が未支給年金請求書の処理状況の確認不足により、振込先と支払予定日について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	-	0
394	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	愛媛	松山東	1996年 8月5日	2016年 7月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、確認不足により誤って別人の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,222,495

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
395	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	徳島	徳島北	2009年 4月21日	2015年 12月18日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って別人の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料及び過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,016,851
396			千葉	幕張	2009年 1月20日	2016年 3月3日	○機構本部から連絡があり、確認不足により誤って別人の年金記録を統合処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
397			栃木	栃木	1988年 5月17日	2015年 9月18日	○内部点検により、重複している厚生年金と国民年金の被保険者記録の訂正の際に、記録訂正処理を誤ったため正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	591,833
398	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	2015年 9月7日	2016年 6月7日	○お客様から連絡があり、未支給年金請求書の処理の際に支給停止事由が登録されているとの確認不足により、本来、支給停止解除処理についても併せて処理すべきところ処理を行ってなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書の受付時には支給停止事由の登録の有無についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	412,541
399	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	1990年 5月11日	2015年 6月3日	○他の年金事務所から連絡があり、脱退手当金の審査の際、年金記録の確認漏れにより本来老齢年金の請求を案内するべきところ、脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の支給を取消し、老齢年金請求書をご提出いただき決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金審査時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,267,108
400		説明誤り	兵庫	尼崎	2015年 6月22日	2016年 1月19日	○事務センターから連絡があり、お亡くなりになられた方の生年月日の確認不足により、受給要件を満たしていないにもかかわらず脱退手当金の請求を案内し、受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、脱退手当金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
401	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2015年 2月19日	2015年 8月4日	○内部点検を行ったところ、遺族基礎年金が決定されたため、死亡一時金は支給されないにもかかわらず、誤って支給決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金の決定取消しを行い、過払いとなった一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	120,000
402	年金給付関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	兵庫	豊岡	2016年 7月5日	2016年 7月8日	○郵便物の返戻があり、年金給付関係書類の受付控えの問合せ先部署を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書と正しい問合せ先部署が記載された受付控えを送付しました。 ●担当部署において、受付控え作成時の項目確認や作成後のチェック等を確認するよう周知しました。	18名	-	0
403	年金給付関係書類の誤交付	誤交付・誤送信	愛知	中村	2016年 2月24日	2016年 2月24日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金見込額回答票で誤って説明した上、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
404	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	港北	2014年 7月14日	2014年 12月15日	○お客様から問合せがあり、提出された年金請求書と未支給請求書が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書等の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
405			埼玉	川越	2015年 3月23日	2015年 7月14日	○内部点検を行ったところ、記録訂正にかかる届書の提出勸奨が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録訂正にかかる届書の提出勸奨を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	-	0
406			神奈川	藤沢	2013年 3月1日	2015年 10月2日	○内部点検を行っていたところ、提出された年金請求書と障害者特例請求書が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書等の処理を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	5名	その他	7,683,081
407	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	兵庫	事務センター	2014年 10月31日	2015年 1月14日	○内部点検を行っていたところ、提出された仮計算書が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。仮計算書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	222,635
408			奈良	桜井	2015年 8月26日	2016年 2月1日	○内部点検を行っていたところ、提出された障害基礎年金請求書の添付書類が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。添付書類を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

## 日本年金機構の平成28年11月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	法律改正に伴う従前額保障にかかる年金額計算誤り	1994年12月15日	2014年10月1日	<p>○平成6年法律改正時の従前額保障について、システムの不備により従前額保障すべき対応が行われていなかったため、年金額が誤って算出されることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払いとなった年金について、返納の処理を行います。</p> <p>●年金額の改定にかかる仕様について、システム改修を実施します。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	6,092名	過払い	162,797,423
2	高年齢雇用継続基本給付金受給による特別支給の老齢厚生年金の支給停止または支給停止解除が行われなかったことによる年金額計算誤り	2015年9月24日	2016年7月29日	<p>○働きながら特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、雇用保険の「高年齢雇用継続基本給付金」を受けた期間は年金額の一部が支給停止されますが、平成27年10月1日以降に当該給付金の受給状態に変更があった方について、継続給付受給による年金の支給停止や支給停止解除が行われていなかったため、年金額が誤って算出されることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しく年金の支払を行いました。また、過払いとなった年金について、返納の処理を行いました。</p> <p>●昨年10月の被用者年金一元化法施行に伴うシステム変更において誤りがあったもので、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p> <p>(平成28年9月14日に機構HPにてお知らせした事案)</p>	2,551名	その他	129,817,974
3	「ねんきんネット」画面の学生納付特例月数欄の表示誤り	2016年10月10日	2016年10月31日	<p>○ねんきんネットを利用されているお客様のうち学生納付特例の期間を有する方について、学生納付特例の適用を受けている月数を、本来は、ねんきんネット画面の「学生納付特例月数」欄に表示すべきところ、「納付猶予月数」欄に表示していたことが判明しました。</p> <p>●「学生納付月数」欄が正しく表示されるよう対応いたしました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。</p>	471名	-	0